

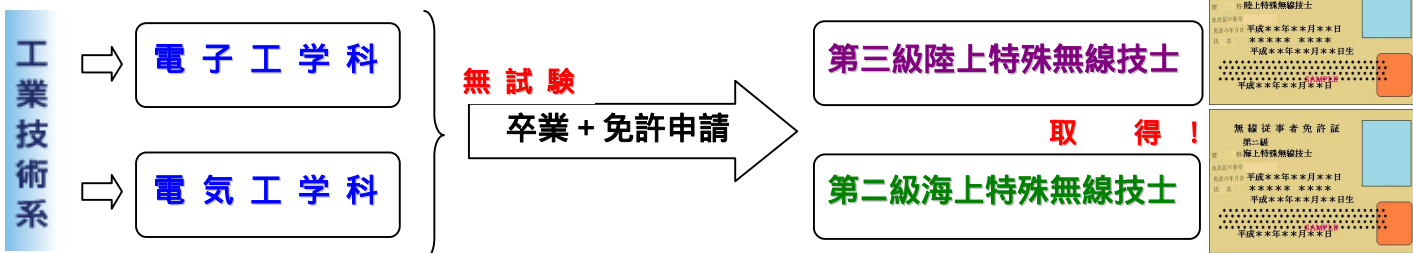
無線従事者資格が卒業後無試験で取得できる

学校案内・パンフレット等の工学科案内の中の特典に下記の事項が追加されました。

はじめに

無線従事者の免許を取得するためには国家試験を受験するか、養成課程を受講しなければなりませんでした。電波法の改正によって学校教育法に基づく高等学校において「無線通信に関する科目を履修して卒業した人は特定の無線従事者の免許を取得することができる」という制度がスタートしました。

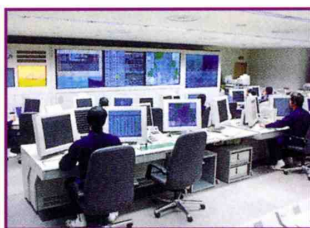
本校では電子工学科及び電気工学科のカリキュラムについて「無線従事者規則第31条第1項」の規定に基づき総務大臣による「無線通信に関する科目」の確認を受けていますので同工学科卒業者は申請により「第三級陸上特殊無線技士」及び「第二級海上特殊無線技士」の資格が無試験で取得できます。



申請期限はありません。卒業後、必要になった時にはいつでも申請することができます。

無線従事者資格の操作範囲

無線従事者の資格は無線を使用する目的や設備の種類、規模、範囲などによって23の資格があります。以下の2つは、本校(電子工学科・電気工学科)を卒業後に申請によって取得できる無線従事者の資格です。どのような無線を使用した設備が操作できるのかご紹介します。



第三級陸上特殊無線技士 操作できる範囲

陸上で使用する無線を利用した設備が操作できます。具体例としては、次のものがあります。

- ① タクシー会社や運送会社の社内連絡用の無線設備
- ② 鉄道会社やバス会社の社内連絡用の無線設備
- ③ 銀行など金融機関の警備用の無線設備
- ④ 国や市町村役場の防災対策用の無線設備

しかし、次のものは、操作できません。

- × レーダー
- × 人工衛星を中継する2チャンネル以上の回線を持つ設備

写真提供 京都市消防局



第二級海上特殊無線技士 操作できる範囲

船舶で使用したり、陸上から船舶などに対して使用する無線を利用した設備が操作できます。具体例としては、次のものがあります。

- ① 漁船や沿海を航行する船舶の無線設備
- ② VHFの周波数を使用して、事務所から船舶への通信を行う無線設備
- ③ 商船などが装備している大型のレーダー設備
- ④ レーダー設備だけを備えた船舶のレーダー設備
- ⑤ 沿岸を監視するレーダー設備

写真提供 海上保安庁

近畿総合通信局管内における資格の利用状況

資格の主な利用先【第三級陸上特殊無線技士, 第二級海上特殊無線技士】

総務省、財務省、国土交通省、法務省、日本道路公団、府県庁、市役所、町村役場、関西電力、きんでん、関西汽船、新日本海フェリー、日本エアシステム、朝日新聞社、毎日新聞社、西日本旅客鉄道、近畿日本鉄道、阪急電鉄、近畿バス、阪急バス、日本通運、ヤマト運輸、セコム、みずほ銀行、三井住友銀行、農協および日本中央競馬会 など

(順不同・総務省近畿総合通信局資料より)



第二級海上特殊無線技士資格

写真提供 海上保安庁